

被災住家の修理支援制度

令和3年2月13日に発生した地震により被災し、住家の修理が必要になった方については、罹災証明書による被害判定に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

※「対象者」とは、交付された罹災証明書に示された、住家の被害の程度をいう。

①応急修理制度（国制度）

対象者：大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊（全壊でも、修理して居住可能な場合は対象）

申請資格：経済的に困窮し、自費では修理ができない方（中規模半壊から準半壊の方）

修理対象：緊急に修理しなければ、日常生活に支障をきたす箇所
（例：屋根、外壁、柱、床、基礎、上下水道管、衛生設備の補修・取替）
※内装（クロスの張替えのみ等）に関する修理や家電製品、住家ではないものは対象外
※上記箇所であっても、被害の程度が軽微なものは対象外

支援内容：全壊～半壊…59万5千円以内、準半壊…30万円以内
※支援金は、申請者の依頼する修理業者に市が直接支払います（本人交付ではありません）

受付期間：【申請期限】令和3年11月30日まで / 【修理完了期限】令和4年2月28日まで

その他：申込者（修理業者）が撮影した被害状況のわかる写真が必要となります。

申請先：建設部 建築住宅課 建築係 【電話番号】0248-22-1111（内線2274,2275）

②一部損壊住宅修理支援事業（県制度）

対象者：一部損壊

申請資格：経済的に困窮し、自費では修理ができない方

修理対象：緊急に修理しなければ、日常生活に支障をきたす箇所
（例：屋根、外壁、柱、床、基礎、上下水道管、衛生設備の補修・取替）
※内装（クロスの張替えのみ等）に関する修理や家電製品、住家ではないものは対象外
※上記箇所であっても、被害の程度が軽微なものは対象外

支援内容：上記の対象箇所の修理費が20万円以上の場合に、10万円を対象者に支給

受付期間：【申請期限】令和4年3月10日まで（※申請時点で修理が完了している必要あり）

その他：申込者（修理業者）が撮影した被害状況のわかる写真（施工前、施工中、施工後）が必要となります。

修理見積書、（契約書）、領収書等が必要となります

申請先：建設部 建築住宅課 建築係 【電話番号】0248-22-1111（内線2274,2275）

③被災者生活再建支援制度（国制度）

対象者：全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊（※解体した場合に限る）

支援内容：基礎支援金【全壊：100万円、大規模半壊：50万円】（半壊は、解体した場合に限り100万円）

加算支援金【全壊・大規模半壊：100万円、中規模半壊：50万円】（補修の場合）

※上記は複数世帯の場合の支援額です。単身世帯の場合は上記金額の75%となります。

受付期間：令和4年3月12日まで

申請先：市民生活部 生活防災課 防災安全係【電話番号】0248-22-1111（内線2702,2703,2704）



住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

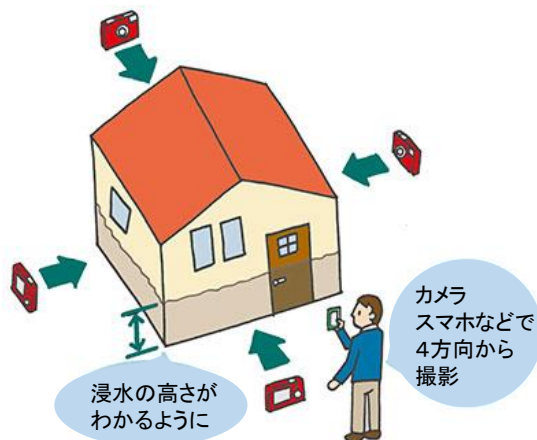
家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

